保健事業の補助金交付に必要な領収書についてのお願い

注意事項

1. 原本を提出してください。（コピー及びレシートは不可）
2. 宛名はフルネームでお願いします！
3. 日にち・但し書き等は明確なものを！

薬剤師国保の保健事業で領収書の提出が必要なもの

① 特定健診対象者健診補助(受診方法B)
② 各種健診補助(40歳未満･4/2以降加入の40歳以上)
③ がん検診・歯科検診補助
④ インフルエンザ予防接種補助
⑤ 旅行費補助

見本例　領　収　書　← 請求書は不可

埼玉　太郎　様　← 宛名はフルネーム

￥50,000－

但し　令和○年○月○日～○月○日の２日間２名で宿泊　← 但し書きは明確に

上記の金額領収いたしました

ホテル名称

ホテル住所・電話番号等　　令和○年○月○日

1 原本について

＊補助金交付に添付する領収書は全て原本の提出をお願いします。

＊発行元がレシートの場合は、別途、領収書の交付を受けてください。

2 宛名について

＊宛名が名字だけは、家族間どなたが利用したか不明です。

＊①②③は、宛名が薬局名(会社名)ですと、事業者健診と判断せざるをえないため対象外となります。

＊⑤は、宛名が薬局名(会社名)ですと職場での福利厚生での旅行と判断せざるをえないため対象外となります。

3 日にち・但し書き等について

＊領収書は必ず利用した年月日が明記されているものをお願いします。（領収書発行日だけではＮＧ）

＊①～④は、医療機関によっては但し書きが「保険外診療」「自費負担分」「文書料」となっている場合があります。
これでは証明になりませんので、領収書の交付を受けたら必ず確認をして「健康診断料」「人間ドック代」、「胃内視鏡検査料」「インフルエンザ予防接種代」等と明記してある領収書の交付を受けてください。
（または別途、明細書がある場合は一緒に提出してください。）

＊⑤は領収書の発行日しか掲載されていない場合が多いため、宿泊先や旅行会社に依頼して別に領収書を交付してもらうか、旅行日が確認できる行程表等を併せて提出してください。
（旅行した年月日で利用年度を決定するため領収書は発行年月日だけではなく旅行年月日も必須です。）

※ 領収書の不備は補助金を交付できません。
差し替えていただき再度申請になるとその分、補助金の交付は遅れます。
保健事業は年度(４月～3月）で区切り、当該年度申請の翌年５月２０日で受付終了です。
その後、申請されても補助金交付はできませんのでご注意ください。
申請前には領収書をよく確認してから提出されるようお願いいたします。

見本例　領　収　書　← 請求書は不可

埼玉　次郎　様　← 宛名はフルネーム

￥45,000－

但し　人間ドック代　← 但し書きは明確に

上記の金額領収いたしました

医療機関名称

医療機関所在地　等　　令和○年○月○日

埼玉県薬剤師国民健康保険組合
０４８－８２７－００８１